

瀬戸市告示第 1 2 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の 7 第 2 項の規定に基づき、地方税共同機構に行わせる特定収納事務に係る特定歳入等を次のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

特定歳入等	特定収納事務を行わせること とした日
市営住宅使用料	令和 8 年 9 月 2 4 日
保育料	令和 8 年 9 月 2 4 日
園児給食代	令和 8 年 9 月 2 4 日
し尿処理手数料	令和 8 年 9 月 2 4 日
国民健康保険料	令和 8 年 9 月 2 4 日
後期高齢者医療保険料	令和 8 年 9 月 2 4 日
下水道事業受益者負担金	令和 8 年 9 月 2 4 日